

議決事項

計画部会の設置について（案）

社会資本整備重点計画について調査審議するため、下記により交通体系分科会に計画部会を設置する。

記

- 1．交通政策審議会令（平成12年政令第300号）第7条第1項の規定により、交通体系分科会に計画部会を置く。
- 2．計画部会は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条の規定に基づき作成する社会資本整備重点計画の案に関し必要な事項について調査審議する。